

長柄町肥料等物価高騰に伴う農業者支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格や物価の高騰に伴い、農業者の農業経営の安定化を図るため、令和4年度において水稲及び水稲以外の農業に取り組む農業者（以下「農業者」という。）に対して、予算の範囲内において長柄町肥料等物価高騰に伴う農業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者等)

第2条 交付対象者、交付額は別表に定めるところによる。

(不交付要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しない。

- (1) 他の市町村から、本交付要綱による支援金と同様又は類似した支援金等を受給している者（受給予定者を含む。）
- (2) 営農を継続する意思がない者
- (3) 前号に掲げる者のほか、本支援金の趣旨・目的から適切でないと町長が判断するもの

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長柄町肥料等物価高騰に伴う農業者支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を長柄町肥料等物価高騰に伴う農業者支援金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 町長は、前条の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を交付するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条）

交付対象者	交付額
<p>① 長柄町内の農地で営農する、令和4年度経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書の提出者。</p> <p>② 上記以外の農業者（長柄町に住所を有し、令和4年産農産物の販売実績の確認ができる農業者）。</p>	<p>令和4年度経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書で確認できる水稻の作付面積または水稻共済加入面積10aあたり2,000円を交付する。</p> <p>水稻以外の農業に取り組む農業者に対して一律12,000円を交付する。</p>